3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　第１号３⑴に同じ。
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年１月13日午後１時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年２月20日午後５時。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年２月21日午後３時　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
4　その他　第１号４に同じ。
5　Summary (No. 4)
(1), (5), (6), (8) and (9)　The same as the Notice No. 1　5(1), (5), (6), (8) and (9)
(2)　Classification of the services to be procured : 74
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Money of collection and delivery duties such as income cash in taxation offices, From 1 group through 3 group 1 set
(4)　Fulfillment period : From 2 April 2012 through 29 March 2013
(7)　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. 20 February 2012 in case of by mail ; 3 : 00 p.m. 21 February 2012 in case of by hand.

○第５号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　業務件名及び予定数量　データ入力委託業務（上期）(第１グループから第12グループ)　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成24年４月２日から平成24年９月13日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札は、第１グループから第12グループまで、グループ毎に順次行う。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　第１号２に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　第１号３⑴に同じ。
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年１月13日午後４時　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年２月16日午後５時。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年２月17日午後２時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
4　その他　第１号４に同じ。
5　Summary (No. 5)
(1), (5), (6), (8) and (9)　The same as the Notice No. 1　5(1), (5), (6), (8) and (9)
(2)　Classification of the services to be procured : 71, 27
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Data entry, the first half of the fiscal year, From 1 group through 12 group 1 set
(4)　Fulfillment period : From 2 April 2012 through 13 September 2012
(7)　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. 16 February 2012 in case of by mail ; 2 : 30 p.m. 17 February 2012 in case of by hand.

○第６号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　51
⑵　業務件名及び予定数量　自動車保守管理等委託業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　第１号１⑹に同じ。
2　競争参加資格　第１号２に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　第１号３⑴に同じ。
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年１月16日午後１時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年２月20日午後５時。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年２月21日午後１時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
4　その他　第１号４に同じ。
5　Summary (No. 6)
(1), (5), (6), (8) and (9)　The same as the Notice No. 1　5(1), (5), (6), (8) and (9)
(2)　Classification of the services to be procured : 51
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance management business of Motor Vehicles 1 set
(4)　Fulfillment period : From 1 April 2012 through 31 March 2013
(7)　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. 20 February 2012 in case of by mail ; 1 : 30 p.m. 21 February 2012 in case of by hand.

○第７号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　業務件名及び数量　大阪国税局管内税務署の庁舎等清掃業務委託（第１ブロックから第11ブロック）　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成24年４月２日から平成25年３月29日までの間。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札は、第１ブロックから第11ブロックまで、ブロックごとに順次行う。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　第１号２に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　第１号３⑴に同じ。
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年１月17日午後１時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年２月23日午後５時。ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年２月24日午後２時30分　大阪合同庁舎第三号館１階大阪国税局会計課会議室
4　その他　第１号４に同じ。
5　Summary (No. 7)
(1), (5), (6), (8) and (9)　The same as the Notice No. 1　5(1), (5), (6), (8) and (9)
(2)　Classification of the services to be procured : 75
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Taxation offices building cleaning in the Osaka Regional Taxation Bureau pipe, From 1 bloc through 11 bloc 1 set
(4)　Fulfillment period : From 2 April 2012 through 29 March 2013
(7)　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. 23 February 2012 in case of by mail ; 2 : 30 p.m. 24 February 2012 in case of by hand.

○第８号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び予定数量　自動車用燃料の購入　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税額及び地方消費税額を含み、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。